第ヶ崎市ファミリー・サポート・センターをご利用の方へ 幼児教育・保育の無償化のご案内

子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始され、就学前の一部のお子さまのファミリー・サポート・センターの利用料が無償化の対象となりました。

【1】無償化の概要

〈無償化の対象となる条件〉

- ① 茅ヶ崎市に住民登録を有し、かつ居住していること
- ② 保育の必要性の認定があり、「子育てのための施設等利用給付第2・3号認定」を受けていること
- ③ 次の施設に在園していないこと
 - ・認可保育所・認定こども園(保育所部分(教育保育給付第2・3号認定))
 - ・地域型保育事業・企業主導型保育事業
 - ※ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分(教育保育給付第1号認定))に在籍の方は、認可外保育施設等が併用利用可の場合に無償化の対象となります。併用利用可かどうかは在籍園にご確認いただくか、市ホームページをご覧ください。併用利用可の場合の無償化の月額上限額は、在籍園の預かり保育を含めて、施設等利用給付第2号認定は11,300円、施設等利用給付第3号認定は16,300円となります。(在籍園が預かり保育をやっていない場合も同様の額)

〈無償化の月額上限額〉

お子さまの年齢	月額上限額
3歳から5歳(4月1日時点の年齢)まで	37,000円
0歳から2歳(4月1日時点の年齢)まで(市民税非課税世帯)	42,000円

[※] 月額上限額の範囲内で認可外保育施設等・一時預かり・病児病後児保育との併用利用可

〈無償化の活動内容〉

無償化の対象	「預かり」「預かりと送迎」の利用料
無償化の対象外	「送迎のみ」の利用料・交通費・食事代・おやつ代・キャンセル料など

【2】施設等利用給付第2・3号認定を受けるための申請をする

保育の必要性の認定基準を満たしている場合、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」(市ホームページからダウンロード又は保育課窓口で配布)に必要書類を添えて、認定開始日(利用開始日)の前月末日までに、保育課へご申請ください。(末日が閉庁日の場合、直前の平日まで)

※ 他施設等の利用で「子育てのための施設等利用給付認定」の認定を既に受けている方は申請不要です。

保育の必要性の認定基準(主なもの)

保護者のいずれもが、保育が必要な事由に当てはまっていることが必要です。

保育を必要とする事由		
就労	月に64時間以上(休憩時間を含む)就労しているとき	
	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の就労などすべての就労が対象	
妊娠・出産	出産の準備、出産後の休養が必要なとき	
疾病・障害	疾病や障害で、保育ができないとき	
介護・看護(同居)	同居している親族の介護、看護が常時必要なとき	
求職・起業準備	求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているとき	
就学•職業訓練校等	学校、専門学校等に在学、または就職訓練校等に通っているとき	
災害復旧	保護者が災害復旧にあたり、保育ができないとき	

【3】 利用料を支払う・『援助活動報酬領収書』を受け取る

- ① ファミリー・サポート・センターの援助を利用し、利用料を支援会員に支払う
- ② 支援会員から『援助活動報酬領収書』を受け取り、市へ請求するまで大切に保管する
 - ※ 無償化の対象となるお子さまで、『援助活動報酬領収書』に記入してある活動内容種別が「①預かりのみ」「②預かりと送迎」の利用料が払い戻しの対象となります。
 - ※ きょうだいで預けている場合は『援助活動報酬領収書』を受け取った際に、お子さま毎に別々の 行に記入してあるかをご確認ください。お子さまの利用料が不明確な場合には、利用料をお返しす ることができません。

【4】市へ施設等利用費を請求する

保護者から保育課へ無償化分の利用料の請求をしていただきます。請求には期日がありますので、市ホームページをご確認ください。

※ 他施設等(認可外保育施設や幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり)を利用されている方は、その施設の利用料の請求と一緒にご請求ください。

【必要書類及びお持ちいただくもの】

- ・施設等利用費請求書(市ホームページからダウンロード又は保育課窓口で配布)
- ・援助活動報酬領収書(援助活動時に支援会員から受取)
- ・申請者名義の口座内容がわかるもの (通帳またはキャッシュカード等)
- ・印鑑 (朱肉使用のもの)

注意事項

- ●保育を必要とする事由の変更や勤め先の変更が生じたときは、変更を希望する月の前月末日まで(末日が閉庁日の場合、直前の平日まで)に『子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書』と<u>それぞ</u>れの保育を必要とする事由で指定された必要書類を茅ヶ崎市に提出する必要があります。
- ●市外に転出の際は、転出先の市区町村で手続きをする必要があります。市外転出の予定が生じた際は、 茅ヶ崎市にもご連絡ください。

【市ホームページ】 https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1004804/1029112/1036429.html

【問い合わせ先】 茅ヶ崎市こども育成部 保育課 認定給付担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話 0467-81-7172 (直通)

